

# 大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナム・ミャンマーの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

2023/6/22に「外国人採用交流会」へ行ってきました。

大盛況でした。

参加企業は43社、入管や大阪府の外郭団体もかなり多かったです。

入管の人に「どんな会社が、なんのために来ていますか？」と質問してみました。



「看護業界、運送業、幼稚園や保育園の経営者」など、外国人のビザが下りない業界の人から「なんとかできませんか」という質問がとても多かったそうです。

どこも人手不足ですが、特に上記の業界は困っているようです。

打開策が無ければ、新しい制度を考えないといけません。現状では「高度人材ビザ」などのハードルが高すぎて、機能していないのが現状だと思います。

結構人が多くてびっくりしました。

平日の昼の3時間だけでも関わらず、開始前には行列ができていました。

<会場>外国人材採用支援機関、大学・専門学校日本語学校との情報大交流会

相談スペース

総合窓口

入口 会場受付 出口

ブース出展機関 一覧

1 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部	22 協同組合ウエル国際技能協力センター
2 留学生支援コンソーシアム大阪	23 株式会社ウエル医療介護総合センター
3 公益財団法人 大阪府国際交流財団(OFIG)	24 協同組合ビジネスナビ
4 大阪出入国在留管理局	25 株式会社ワールドテック
5 大阪府行政書士会	26 株式会社 メディカ出版
6 国際事業部 国際ビジネス支援チーム(大阪産業局)	27 株式会社CROSLAN
7 中小企業のための人材採用コンシェルジュ(大阪産業局)	28 EGOコンピュータ専門学校
8 大阪外国人材採用支援センター	29 大阪観光大学
9 大阪府	30 大阪観光ビジネス学院
10 一般社団法人 Transcend-Learning	31 大阪総合デザイン専門学校
11 南海電気鉄道株式会社	32 大阪みなみ日本語学校
12 株式会社新たな外国人材	33 関西経理専門学校
13 株式会社YOLO JAPAN	34 修成建設専門学校
14 株式会社アイテム グローバルチーム	35 駿台観光&外語ビジネス専門学校
15 協同組合関西技術協力センター	36 清風情報工科学院
16 協同組合中心	37 学校法人ポプラ学園 ポプラ介護福祉学校
17 協同組合共栄	38 中央工学校OSAKA
18 パーソルエクセルHRパートナーズ株式会社	39 東大阪大学(異文化交流)
19 パーソルキャリア株式会社	40 関経連 ABCプラットフォーム
20 PERSOL Global Workforce株式会社	41 学校法人エール学園
21 株式会社ウィルオブワーク	42 W.A.S.A.Bi.(森興産株式会社)
	43 株式会社Futaba

↑  
参加企業一覧（ホームページより）

人材不足の感心は高いようですが、まだまだ制度改正は必要な状況ですね。

今後の制度改定に注目です。

参加企業の会社は他業界からも多く、いろいろな業界が参入していることも興味深かったです。

## 【編集後記】

今世間を騒がせているマイナンバー制度ですが、いい側面もあるようです。

以下によると、在留カードの更新が、今までは対面だったのが、今後はオンラインで完結できるようになったそうです。

**2022年3月から**  
**マイナンバーカードがあれば外国人本人の方は在留手続をオンラインで申請できます!!!**

After March 2022, if you have an Individual Number Card, foreign national can apply for residence procedures online.

**対象となる在留資格は?** What states of residence are eligible for use of the online system?  
 [外交]と[短期滞在]を除く全ての在留資格が対象です!  
 All the status of residence excluding "Diplomat" and "Temporary Visitor" are eligible!

**対象となる在留資格**  
 [日本人の配偶者等][永住者の配偶者等][定住者]を追加しました!!  
 Addition of the application pertaining of the status of residence "Spouse or Child of Japanese", "Spouse or Child of Permanent Resident" and "Long Term Resident"!!

**対象となる手続は?** What kind of applications can be submitted online?  
 1 在留資格認定証明書交付申請 Application for "Certificate of Eligibility"  
 2 在留資格変更許可申請 Application for "Change of Status of Residence"  
 3 在留期間更新許可申請 Application for "Extension of Period of Stay"  
 4 在留資格取得許可申請 Application for "Permission to Acquire Status of Residence"  
 5 就労資格証明書交付申請 Application for "Certificate of Authorized Employment"  
 6 再入国許可申請(※) Application for "Re-entry Permission"  
 7 資格外活動許可申請(※) Application for "Permission to engage in an Activity Other Than That Permitted under the Status of Residence Previously Granted"  
 (注) ①-⑥と同時に申請を行う場合があります。(Note) Limited to cases in which submitted at the same time as the permission ⑦-⑧

**こんなメリットがあります!** Benefits of the online system!  
 ◎窓口に向く必要がなく、自宅やオフィスから手続できます!  
 Possible to submit an application from home or the office without the need to come to the immigration counter in person!  
 ◎システムの利用料金は無料です!  
 No fees for use of the online system!  
 ◎24時間利用できます!  
 Available for use 24 hours a day!  
 ◎在留カードを郵送で受け取ることができます!  
 Possible to receive the residence card by mail!

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。  
 For details, please check the Immigration Services Agency website.  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>

↑  
 マイナンバーカードのメリットを説明するチラシ

健康保険証のかわりに使えなかったり、他人の情報が紐付いていたり、いろいろ問題がでてきているようですが、いい面もあるようです。

そもそもですが、免許証を身分証明書として使っているのは世界的に見ても日本だけです。カードは必要だと思います。

ある程度問題が起きることもやむを得ない気もするのですが、..

内容が内容だけに慎重になりますね。  
 特に銀行口座の紐付けは必要ないような気もするのですが、..

今後の改善に期待しましょう。

**マイナンバーカード もうお持ちですか?**

マイナンバーカードはさまざまな行政手続きやサービスを安全に利用できるとても便利なカードです。まだ申請していない方は、ぜひこの機会にご申請ください。

**使いみちいろいろ! 便利な機能あり!**

今なら! マイナンバーカード取得強化月間として **ぜんつうし応援商品券 市内で使える! 3000円分をお渡しします!!**

マイナンバーカードのさらなる普及を図るとともに、商品券の利用による買い物や飲食の消費拡大で、地域を応援します。

**商品券配布対象者**  
 5月1日(土)~8月31日(火)に新規にマイナンバーカードを申請した普通寺市市民

※ただし、マイポイントの付与対象者は除きます。  
 ※詳細については、普通寺市ホームページをご覧ください。  
 ※商品券はマイナンバーカード交付時にお渡しします。

**商品券利用期間**  
 商品券を受け取った日~令和4年1月31日(月)

利用可能な店舗など商品券に関することは普通寺市商工観光課(電話0877-63-6315)へお問い合わせください。

**公的な身分証明書として使えます!** **各種証明書をコンビニで取れる!** **健康保険証として使えます!**

住居票などの証明書がコンビニエンスストアで100円安く取得できます!  
 顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関や薬局に限りです。

普通寺市 市民課 電話 0877-63-6306 FAX 0877-63-6354  
 来庁の際は、マスク着用の上、他の方との距離を保ち、密集・密接を避けるよう協力ください。

## 【発行・編集】

- ・大阪ホーチミン社労士事務所本店 代表
- ・協同組合ろーむ 代表理事
- ・大阪ヤンゴン会計事務所 代表取締役 森 啓治郎  
 大阪市北区豊崎3-20-9-705
- ・弊社のホームページ・Facebookの訪問をお待ちしております  
[「https://ocsr.jp/」](https://ocsr.jp/)  
[「https://www.facebook.com/ocsr.jp/」](https://www.facebook.com/ocsr.jp/)
- ・大阪府社会保険労務士会所属  
 会員番号第10504号
- ・日本労働法学会正会員  
 会員番号762-766-0894号
- ・特定技能労働者登録支援機関  
 登録番号19-001426